

学校における“新しい生活様式”を

置賜の各小・中学校では臨時休業が終了し、子供たちが待ちに待った新学期の学校生活も数週間が経ちました。先生方には、臨時休業期間中を含め、新型コロナウイルス感染症にきめ細かく対応していただきまして、ありがとうございます。

今後も新型コロナウイルス感染症対策を継続しながらの学校運営となります。そこで、日常の学習指導や生徒指導において、先生方一人一人が注意すべき点をまとめました（6月18日段階）。すでに取り組んでいる内容かと思いますが、もう一度確認をお願いします。学校における“新しい生活様式”を定着させ、感染拡大防止と児童生徒に力を付けることの両立を図りましょう。

学習指導について

- 原則として、教室等は常時複数の窓や戸を開放して授業を行う。
- パソコンなどの道具等の共用は可能な限り避ける。共用した場合は、手洗いを指導したり、消毒を行ったりする。
- 教室では児童生徒にマスクを着用させる。 ※熱中症予防に留意（裏面参照）
- 座席の配置を工夫し、児童生徒間の身体的距離の確保に努める。
- 感染リスクの高い学習活動については、感染防止対策を行ったうえで行う。

【対策例】

*グループ活動や音読などの発声を伴う活動

- ・児童生徒が対面にならないようにする。
- ・音読は児童生徒を分散させて行う。
- ・資料等の共有や回覧をせず、見やすく提示する。（ICT活用等）

*実験・実習、実技を伴う学習活動で身体的接触や近距離での活動

- ・少人数のグループに分け、順番に実習を行う。
- ・教師の演示や代表児童生徒の実験の様子は、スクリーンに映して共有する。
- ・教師も対面しないように指導する。また、必要に応じてフェイスシールドを着用する。

*音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動

- ・小グループやパートごとの練習を基本とする。

*家庭科における調理実習

- ・身支度や実習前後の手洗いを徹底する。
- ・食器等の共有や配膳後の料理の交換は行わない。

*体育科・保健体育科等における児童生徒が密集する運動や近距離で接触する運動

- ・可能な限り屋外で実施する。



- ・児童生徒が集合・整列する場面を避け、身体的距離を十分確保する。
 - ・着替えは少人数のグループに分けて順番に行い、更衣室の密集を避ける。
 - ・児童生徒が運動を行う場合は、十分な間隔をとったうえでマスクを外す。
- 新型コロナウイルス感染症予防と熱中症予防のバランスに留意する。
- 【熱中症予防について】 ※「新しい生活様式」における熱中症予防のポイント
- ・屋外で他者と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合は、マスクを外す。また、屋内であっても気候の状況等により熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や児童生徒間に十分な距離を保つなどの配慮をしたうえでマスクを外す。
 - ・マスクを着用している場合は、強い負荷の作業や運動は避け、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を行う。
 - ・冷房時でも換気扇や窓開放によって換気を確保する。



生徒指導について

- 人々が密集する場所を避けるなど、児童生徒の行動変容を促す指導を行う。
- 学級担任や養護教諭等を中心に、きめ細かな健康観察やストレスチェック等を行い、児童生徒の心身の状況の把握に努める。
- マスクの着用により児童生徒の表情が捉えにくいことから、多様な手段で様子を見取るように努める。
- 臨時休業前後における児童生徒の人間関係の変化を把握しようと努める。
- 児童生徒の変化に気付いた場合は、一人で抱え込まず職員間で適切に情報を共有するとともに、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による支援につなぐ。
- 新型コロナウイルス感染症に関する「偏見や差別につながる行為は絶対に許さない」という教師の基本姿勢について児童生徒に伝える。また、偏見や差別によるいじめ防止のため、感染症の適切な知識を基に発達段階に応じた指導を行う。

(参考)

- 「小学校、中学校等における新学期の学校運営方法について」
(令和2年5月21日付け県教育委員会教育長通知)
- 「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の『学びの保障』総合対策パッケージについて」
(令和2年6月5日付け文部科学事務次官通知)
- 「令和2年度の熱中症予防行動について」
(令和2年5月26日付け環境省大臣官房環境保健部環境安全課及び厚生労働省健康局健康課事務連絡)
- 「体育・保健体育の授業における留意事項について」
(令和2年6月12日付け県教育庁スポーツ保健課長通知)